

職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

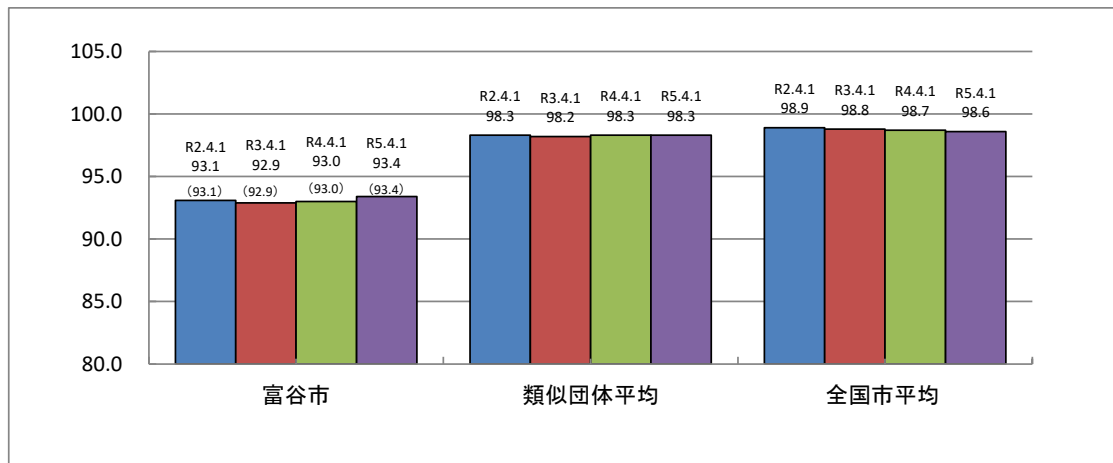
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	52,418人	18,642,082千円	1,192,462千円	2,709,103千円	14.5%	16.0%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	328人	1,081,316千円	211,259千円	448,401千円	1,740,976千円	5,307千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

主に給与勧告に伴う月額給料額の増加や、経験年数階層区分変動によりラスパイレス指数が上昇したもの

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕

(給料表の改定実施時期)

平成28年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえて引下げ。また、激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、富谷市においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の 支給割合 4月1日 時点	平成27年度 の支給割合 遡及 改定後	平成28 年度の 支給割 合	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合	令和4 年度の 支給割 合	令和5 年度の 支給割 合
国基準	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
富谷市	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富谷市	41.6歳	296,847円	359,033円	341,094円
宮城県	42.3歳	321,390円	413,589円	357,601円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体				

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富谷市	56.2歳	15人	257,420円	299,270円	285,729円	—	—	—	—
うち清掃員	*	3人	*	*	*	—	—	—	—
うち学校給食員	—	—	—	—	—	飲食物調理従事者 (調理師)	歳	円	—
うち自動車運転手	57.0歳	4人	236,700円	291,742円	259,875円	乗用自動車運転者	歳	円	—
うち調理員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち土木業務員	54.7歳	4人	294,200円	336,247円	336,247円	—	—	—	—
うち業務員	54.8歳	4人	234,750円	262,865円	260,558円	—	—	—	—
宮城県	53.2歳	139人	298,719円	334,548円	316,010円	—	—	—	—
国						—	—	—	—
類似団体						—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
富谷市	—	円	
うち用務員	—	円	
うち学校給食員	—	円	
うち自動車運転手	4,939,002円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・
勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人以下の場合はアスタリスク（*）と表記している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		富谷市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	203,800円	196,200円
	高校卒	166,600円	172,000円	166,600円
技能労務職	高校卒（上限）	206,200円	170,200円	164,000円
	高校卒（下限）	164,000円		
	中学卒（上限）	179,600円	156,400円	—
	中学卒（下限）	147,100円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

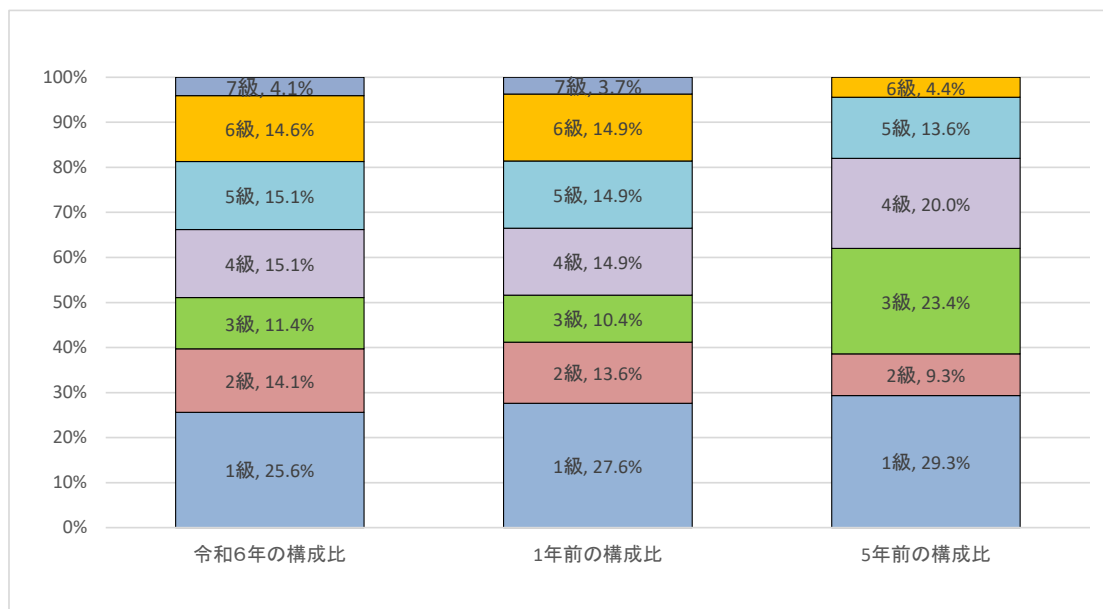
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,625円	*	346,500円	392,700円
	高校卒	*	該当なし	該当なし	*
技能労務職	高校卒	該当なし	*	該当なし	該当なし
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事、技師等の職務	56人	25.6%	162,100円	249,400円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	31人	14.1%	208,000円	305,200円
3級	主査、技術主査、主任主査若しくは主任技術主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	25人	11.4%	240,900円	351,000円
4級	主幹若しくは技術主幹の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	33人	15.1%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐若しくは室長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	33人	15.1%	295,400円	394,000円
6級	課長、室長、参事若しくは技術参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	32人	14.6%	323,100円	411,300円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	9人	4.1%	365,500円	446,200円

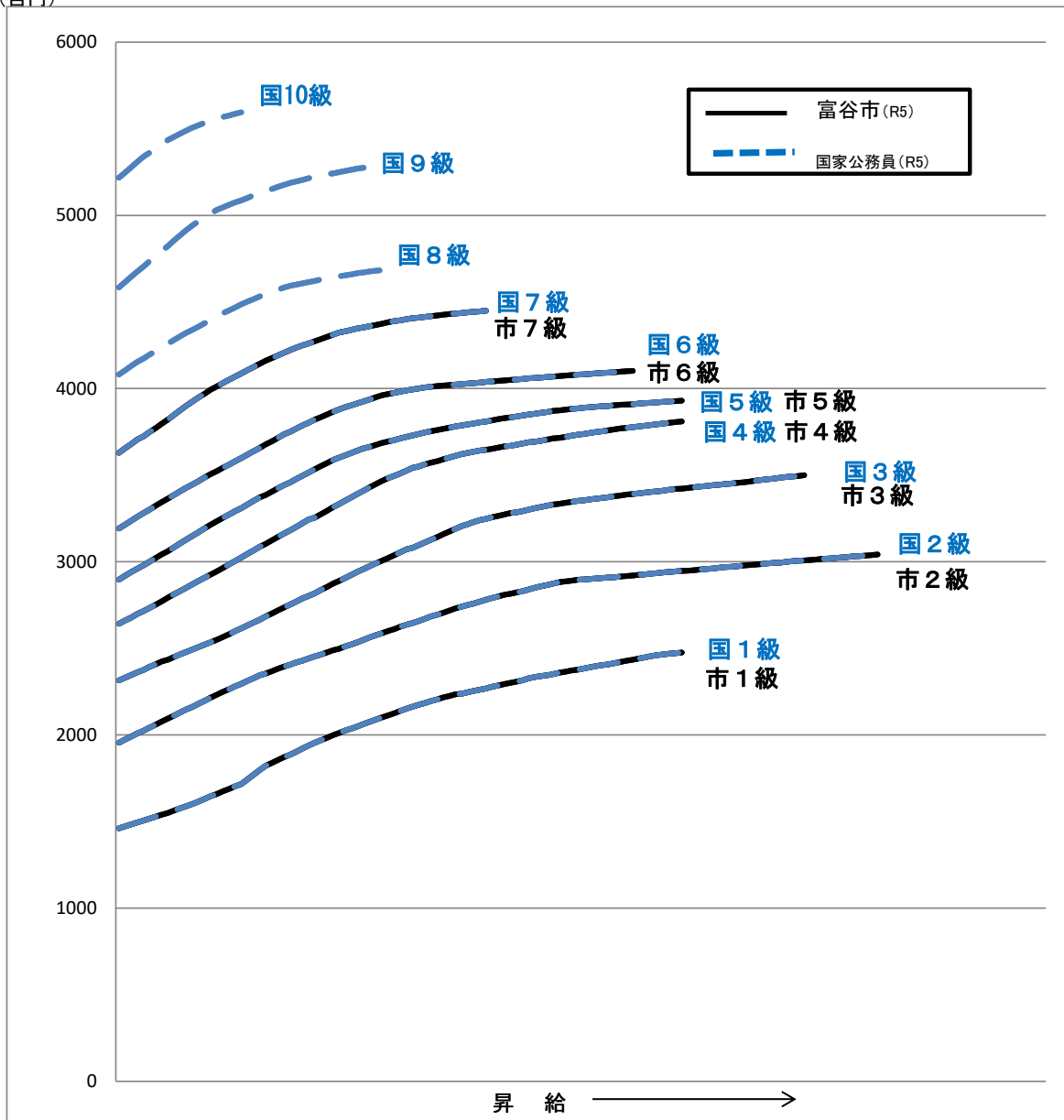
- (注) 1 富谷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和2年4月1日より6級制から7級制へ移行

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）

(百円)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（富谷市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	上位、下位の区分				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富 谷 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,377千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,704千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（富谷市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
上位、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

富 谷 市	国
自己都合 【支給率】 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 【1人当たりの平均支給額】 6,272千円 (定年 22,868千円)	自己都合 応募認定・定年 【支給率】 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 【その他加算措置】 定年前早期退職特例措置 (2～45%)

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			70,251千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）			209,704円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
仙台市	6%	3人	6%
富谷市	6%	331人	6%

(4) 時間外勤務手当

令和5年度決算		令和4年度決算	
支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額	支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額
56,391千円	189,868円	54,813千円	188,134円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 3 配偶者・子以外の扶養親族1人につき6,500円 4 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	18,911千円	212,481円
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員【家賃】-16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員11,000円+(【家賃】-27,000円)÷2(限度額28,000円)	同じ	—	23,387千円	275,139円
通勤手当	1 交通機関の利用者 【6か月定期券相当額】を4月及び10月に支給する。 (限度額:1か月当たりの運賃相当額55,000円) 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等の使用者 使用距離(片道)により、2,000円～31,600円 イ 普通自動車等以外の交通用具使用者 使用距離(片道)により、2,000円～31,600円	同じ	—	20,269千円	64,965円
管理職手当	職及び職務の給により、31,000円～51,000円	同じ	—	24,816千円	517,000円
単身赴任手当	転居により住居を移転し、配偶者等と別居して単身で生活する職員30,000円(月額) ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて6,000円～70,000円加算する。	同じ	—	なし	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合(25/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,200円 ただし、5時間未満の場合2,100円	同じ	—	なし	—
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合、又は災害への対処その他の臨時又は緊急の場合に週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 2,500円～7,000円	同じ	—	181千円	25,786円
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 一日につき、最高6,620円	同じ	—	なし	—

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額・報酬月額	（参考）類似団体	
			最高額	最低額
給料	市長	812,400円		
	副市長	735,000円		
報酬	議長	410,000円		
	副議長	339,000円		
	議員	319,000円		
期末手当	市長	（令和5年度支給割合）		
	副市長	3.30月分		
	議長	（令和5年度支給割合）		
	副議長	3.30月分		
退職手当	市長	（算定方式） 812,400 × 在職月数 × 0.44	（1期の手当額） 17,157,888円	（支給時期） 任期毎
	副市長	735,000 × 在職月数 × 0.26	9,172,800円	

（注） 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

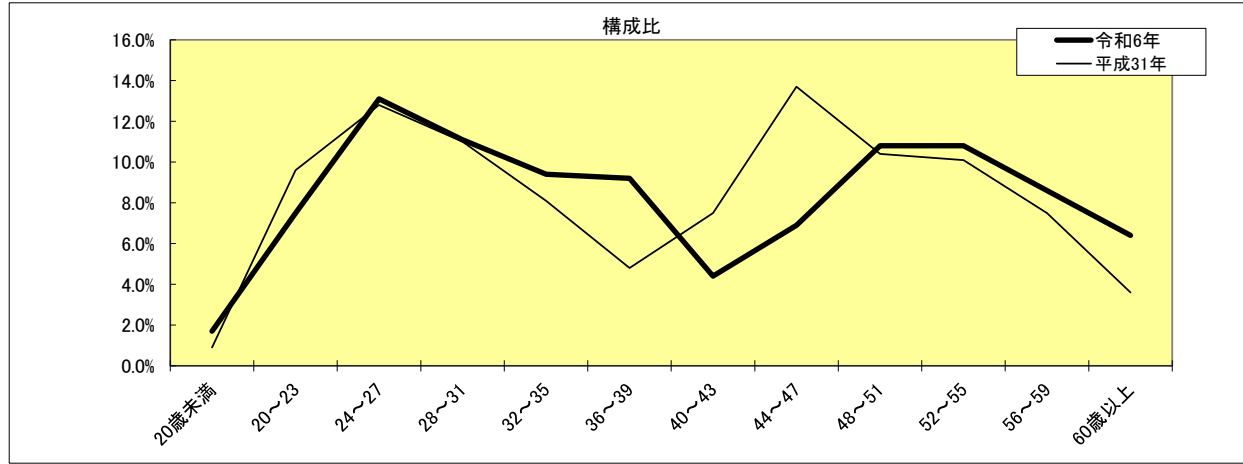
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

区分	部 門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会(議会事務局)	5	5	0
		総務(市長公室、企画政策課、総務課、防災安全課、財政課、市民課、市民協働課、会計課等)	81	81	0
		税務(税務課)	25	25	0
		民生(子育て支援課、長寿福祉課、地域福祉課、保育所 等)	104	98	6
		衛生(健康推進課、生活環境課 等)	24	24	0
		農林水産(農林振興課)	7	7	0
		商工(産業観光課)	12	12	0
		土木(都市整備課、都市計画課)	27	27	0
		小 計	285	279	6
	教育(学校教育課、生涯学習課等)	51	49	2	
公営企業等会計部門	水道(上下水道課の一部…水道事業会計)	7	7	0	
	下水道(上下水道課の一部…下水道事業特別会計)	5	5	0	公営企業等会計部門の充実を図るため
	その他(税務課及び健康増進課の一部…国民健康保険特別会計 長寿福祉課の一部…介護保険特別会計 等)	12	12	0	
	小 計	24	24	0	
合 計		360 (383)	352 (383)	8	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 () 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
令和6年職員数	6人	27人	47人	40人	34人	33人	16人	25人	39人	39人	31人	23人	360人
平成31年職員数	3人	32人	43人	37人	27人	16人	25人	46人	35人	34人	25人	12人	335人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		256	269	277	277	279	285	29 (11.3%)
教育		56	49	52	49	49	51	△ 5 (△8.9%)
普通会計		312	318	329	326	328	336	24 (7.7%)
公営企業等会計		23	22	22	22	24	24	1 (4.4%)
総合計		335	340	351	348	352	360	25 (7.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業（水道事業）職員の状況

（1）水道事業

①職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	838,459千円	198,756千円	50,132千円	6.0%	5.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	7人	23,340千円	5,605千円	10,104千円	39,049千円	5,578千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富谷市	41.3歳	310,615円	456,957円
団体平均			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富 谷 市		富谷市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,441千円		1,377千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

富 谷 市		富谷市（一般行政職）	
自己都合 定年		自己都合 定年	
【支給率】		【支給率】	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
【1人当たりの平均支給額】		【令和5年度 1人当たりの平均支給額】	
—		6,272千円 (定年 22,868千円)	

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給実績（令和5年度決算）		1,507千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）		215,231円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
富谷市	6%	7人
		国の制度（支給率）
		6%

エ 時間外勤務手当

令和5年度決算		令和4年度決算	
支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額	支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額
1,358千円	226,274円	906千円	150,942円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 3 配偶者・子以外の扶養親族 1人につき6,500円 4 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日 後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ	—	1,254千円	250,800円
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている 職員 【家賃】—16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている 職員 11,000円+ (【家賃】—27,000円) ÷ 2 (限度額28,000円)	同じ	—	*	—
通勤手当	1 交通機関の利用者 【6か月定期券相当額】を4月及び10月に支給す る。 (限度額:1か月当たりの運賃相当額55,000円) 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等の使用者 使用距離(片道)により、2,000円～ 31,600円 イ 普通自動車等以外の交通用具使用者 使用距離(片道)により、2,000円～ 31,600円	同じ	—	415千円	59,286円
管理職手当	職及び職務の給により、31,000円～51,000円	同じ	—	*	—
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が 困難であると認められる職に支給	異なる	一般行政職 には制度な し	なし	—
単身赴任手当	転居により住居を移転し、配偶者等と別居して単身で生 活する職員 30,000円(月額) ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が 100km以上の場合、その距離に応じて6,000円～70,000 円加算する。	同じ	—	なし	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜ られた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (135/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間 に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (25/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に 従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,200円 ただし、5時間未満の場合2,100円	同じ	—	なし	—
管理職員特別勤務手 当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日 等に勤務した場合、又は災害への対処その他の臨時又は 緊急の場合に週休日等以外の日の午前零時から午前5時ま での正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 2,500円～7,000円	同じ	—	なし	—
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職 員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 一日につき、最高6,620円	同じ	—	なし	—

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人以下の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

(2) 公共下水道事業

①職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	985,788千円	154,625千円	27,167千円	2.8%	1.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	5人	15,136千円	1,710千円	5,869千円	22,715千円	4,543千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富谷市	40.7歳	270,660円	372,118円
団体平均			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富 谷 市		富谷市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,055千円		1,377千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

富 谷 市			富谷市(一般行政職)		
自己都合			自己都合		
定年			定年		
【支給率】			【支給率】		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
【1人当たりの平均支給額】			【令和5年度 1人当たりの平均支給額】		
—			6,272千円 (定年 22,868千円)		

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給実績(令和5年度決算)		908千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和5年度決算)		181,631円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
富谷市	6%	5人	6%

エ 時間外勤務手当

令和5年度決算		令和4年度決算	
支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額	支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額
149千円	37,331円	120千円	40,014円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 3 配偶者・子以外の扶養親族 1人につき6,500円 4 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日 後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ	—	なし	—
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている 職員 【家賃】—16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている 職員 11,000円+ (【家賃】—27,000円) ÷ 2 (限度額28,000円)	同じ	—	*	—
通勤手当	1 交通機関の利用者 【6か月定期券相当額】を4月及び10月に支給す る。 (限度額:1か月当たりの運賃相当額55,000円) 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等の使用者 使用距離(片道)により、2,000円～ 31,600円 イ 普通自動車等以外の交通用具使用者 使用距離(片道)により、2,000円～ 31,600円	同じ	—	320千円	64,000円
管理職手当	職及び職務の給により、31,000円～51,000円	同じ	—	なし	—
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が 困難であると認められる職に支給	異なる	一般行政職 には制度な し	なし	—
単身赴任手当	転居により住居を移転し、配偶者等と別居して単身で生 活する職員 30,000円(月額) ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が 100km以上の場合、その距離に応じて6,000円～70,000 円加算する。	同じ	—	なし	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜ られた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (135/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間 に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (25/100)×勤務時間数	同じ	—	なし	—
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に 従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,200円 ただし、5時間未満の場合2,100円	同じ	—	なし	—
管理職員特別勤務手 当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日 等に勤務した場合、又は災害への対処その他の臨時又は 緊急の場合に週休日等以外の日の午前零時から午前5時ま での正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 2,500円～7,000円	同じ	—	なし	—
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職 員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 一日につき、最高6,620円	同じ	—	なし	—

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人以下の場合はアスタリスク(*)と表記しております。